

日付:2006年6月16日

提出元:ソフトバンク BB

題名: FTTR 形態システムの限界線路長の考え方について

1. はじめに

既存の局内設置システムの保護の観点から、FTTR 形態システム導入に当たっては新しい線路長制限の定義が必要となる。本寄書では、新しい線路長制限について説明する。

2. FTTR 形態システムの限界線路長について

新 FTTR 形態システムが局内設置システムおよび FTTR 形態システム間の **FTTR 形態導入判定基準値**¹の一部を劣化させる場合、下記の手順に従って求めた線路長において使用する場合に限り、当該システムはスペクトル適合性を満足する。すべての換算線路長で FTTR 形態導入判定基準値を満足できないシステムに関して、局設置システムの伝送速度を大きく劣化させない範囲で利用可能とすることを目的として設定する線路長制限を、上限線路長制限(限界線路長以遠で使用可) 及び 下限線路長制限(限界線路長以内で使用可)とする。

以下に、新 FTTR 形態システムの上限線路長制限 及び 下限線路長制限の算出手順をしめす。

(上限線路長制限の算出手順)

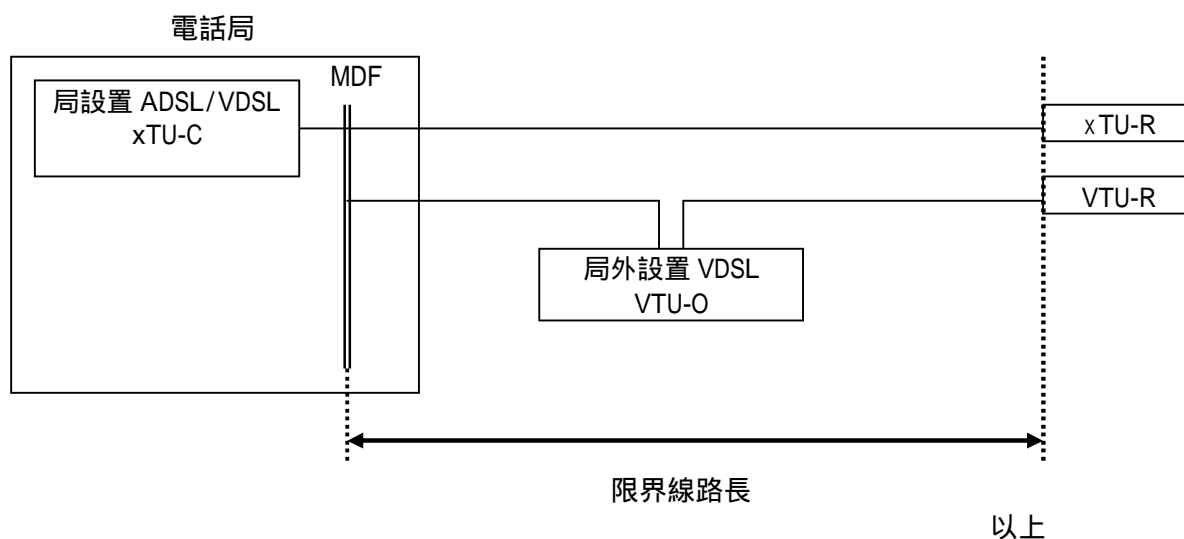
手順1) 新 FTTR 形態システムの回線が与干渉源となる場合、被干渉側システムの伝送速度を計算し、FTTR 形態導入判定基準値を下回らない最小線路長を求める。ただし、最小線路長は 0.5km から 5km までの間とし、0.25km 単位とする。

手順2) 判定対象局システム²の代表システムの上り/下りにすべてについて手順1の最小線路長を求め、これらの最大値を新 FTTR 形態システムの上限線路長制限とする。

(下限線路長制限の算出手順)

手順1) 新 FTTR 形態システムの回線が予干渉源となる場合、被干渉側システムの伝送速度を計算し、FTTR 形態導入判定基準値を下回らない最大線路長を求める。ただし、最大線路長は 0.5km から 5km までの間とし、0.25km 単位とする。

手順2) 判定対象局システム²の代表システムの上り/下りにすべてについて手順1の最大線路長を求め、これらの最小値を新 FTTR 形態システムの下限線路長制限とする。



¹ 寄書 SMS-34-SBB-03R1、SMS-34-SBB-04R1 を参照。

² 寄書 SMS-34-SBB-03R1 を参照。